

令和5年度市民祭出店協賛募集要項

市民祭事業の一環として、すべての市民が楽しめ、祭りの賑わいを創出することを目的として出店協賛者を募集します。

1 開催日時

令和5年10月7日（土）及び8日（日） 午前10時～午後4時

2 出店場所（予定）

- (1) 食の広場（キッチンカーを含む飲食関係） スカイワードあさひ北側駐車場
- (2) 各団体出店エリア（その他の物販） 城山野球場グラウンド

※今後、他の催しも含め場所を検討するため変更になる可能性がありますので御了承ください。

3 参加資格

尾張旭市商工会の会員であること。

※出店の権利を第三者へ譲渡することや、名義貸し等の行為は認めない。

4 参加申込方法

- (1) 出店希望者は、①市民祭出店協賛申込書、②市民祭使用備品等回答書に所要事項を記入の上、7月3日（月）午後5時までに尾張旭市商工会に申し込むものとする。
- (2) 保健所（食品衛生法）・警察（風営法）等の許可がしているものについては、事前に許可を受け、尾張旭市商工会事務局へ令和5年9月末日までに許可書等の写しを提出するものとする。
 - ア 食の広場に出店する団体については、瀬戸保健所に確認の上、食品営業許可や臨時営業許可等必要な手続きを行うこと。
 - イ 射幸心をあおるようなゲームを取り扱う団体については、風営法に関する届出が必要となる場合があるので、必要に応じて守山警察署へ問い合わせること。
- (3) 参加申込みは、原則として1事業者につき1か所のみとする。
- (4) 出店希望者は本要項に同意の上、申し込むものとする。

5 出店協賛金（出店料）

(1) 食の広場

ア テント1張りにつき金30,000円を協賛金として納入するものとする。

イ キッチンカー1台につき金30,000円を協賛金として納入するものとする。

(2) 各団体出店エリア

テント1張りにつき、金20,000円を協賛金として納入するものとする。

(3) 台風等の天災により中止になった場合は、返金しない

(4) 8月末までに協賛金を支払うこと。支払いが確認できない場合は、出店を取り消すことができるものとする。

6 出店者及び小間割の決定

(1) 小間割会議は、参加者の出席のもと8月3日（木）に開催する。

(2) 出店希望者が多数の場合は、小間割会議出席者を優先とし、公開抽選を行う。

7 出店に関する備品等の扱い

(1) テント、長机、椅子（以下、テント等という。）は、キッチンカー以外は主催者が準備する。ただし、一定数を超えた場合はその限りでない。なお、キッチンカーについては、出店に係る備品等はすべて出店者が準備する。

(2) 出店者の責によりテント等を破損等した場合は、出店者がその損害を賠償する。

(3) 電気は、主催者が準備するが規制の範囲内で使用する。ただし、キッチンカーについては、出店者が準備する。

(4) テント内の手洗い用の水は、出店者が用意するものとする。

(5) 火気、発電機等を使用する場合は、各種法令に基づき、消火器の設置及び安全対策について出店者の責任のもと準備を行うものとする。

8 搬入及び搬出

出店等参加者の搬入陳列と自己装飾は、10月7日（土）の午前9時までに完了するものとする（6日（金）は午後から搬入可能となる予定）。

搬出については、10月8日（日）市民祭終了後（午後4時以降、交通規制解除後）に行うものとする。

また、別途指示するテントへの自己装飾は禁止とする。

なお、搬入後の出品物の保全に関しては、出店者の責任において管理するものとし、主催者はこれに一切の責任を負わない。

9 禁止事項

次の事項に該当した場合は直ちに出店を取り消すものとし、協賛金は返還しない。

(1) 政治的思想と思われるもの及び政治活動並びに宗教活動

(2) 他人に危害を加える恐れのある玩具等の販売

(3) 著しい臭気、騒音、振動等を発するもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) 強引な販売行為及び勧誘行為

(6) 出店者及び出店関係者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。または、関係があると認められたとき。

10 その他

出店に際しては、次の点に留意すること。

- (1) 出店に伴う車両は、指定された駐車場を使用すること。
- (2) 会場内のごみ箱はまつり来場者用であるため、出店に伴うごみは必ず持ち帰ること。
- (3) 出店者の行為により事故等が発生した場合は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに一切の責任を負わない。
- (4) 出店に伴う搬入・搬出時、及び駐車場での事故等は、すべて出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに一切の責任を負わない。
- (5) 食の広場の出店者については、保健所に食品衛生上の手続きが必要な場合は事前に許可を受けること。市民祭当日に保健所職員が立ち入り、検査を行うことがある。
- (6) 本要項に定めない事項に関しては市民祭実行委員会事務局にて別に定めることとする。

協 賛 募 集 内 容

種 別	協 賛 方 法 (金 額)	協 賛 内 容
特 別 協 賛	原則 1口 50,000円	<ul style="list-style-type: none"> 協賛者名はポスター、全戸配布用市民祭チラシ及び会場内看板、市民祭巡回バス内に掲載
広 告 協 賛	A 1コマ (ﾀｲﾌﾟ5.8cm×ｺﾛ6.4cm) 24,000円 B 1コマ (ﾀｲﾌﾟ2.9cm×ｺﾛ6.4cm) 12,000円	<ul style="list-style-type: none"> 協賛者は全戸配布用市民祭チラシに広告を掲載
出 店 協 賛	<ul style="list-style-type: none"> 食の広場 テント1張り 30,000円 キッチンカー1台 30,000円 各団体出店エリア (野球場) テント1張り 20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 協賛者は食の広場・各団体出店エリア等にて物販や各種PRを行う

※ 台風等の天災により市民祭が中止になった場合については、協賛金は返金しないものとします。